

地域で災害対応の標準化を目指す

5 災害時に歴史的建造物の解体を防ぐために考えておくべきことを知る

被災した歴史的建造物の解体を促進しているものに、応急危険度判定への誤った認識と、家屋の解体に対する公費助成制度がある。また、公的支援が無いと被災した歴史的建造物の復旧は難しい。そこで、以下では文献を引用しつつ、上記の点を中心にこれまでの取り組み等を紹介する。

■ 応急危険度判定

応急危険度判定¹⁾は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。その判定結果は、「調査済(青紙)」「要注意(黄紙)」「危険(赤紙)」の3段階で評価され、それぞれの色の紙で建築物の見やすい場所に表示される(図1)。居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物の危険性について情報提供することとしている。また、これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的安定にもつながるといわれている。決して、「罹災証明の為の調査や被災建築物の恒久的使用の可否を判定するなどの目的で行うものではない。」のだが、2項で紹介したように桜川市真壁では調査結果の貼り紙だけで、住民への丁寧な説明が無かったために、「要注意」や「危険」の判定が所有者の不安を煽ってしまった。

このようなことは、これまでの被害地震のたびに繰り返し指摘されていることであり、歴史的建造物の解体に繋がる要因にもなっている。そのような事態に配慮し、東日本大震災時に香取市は伝建地区および周辺の景観地区において判定結果を貼らない方針を置き、危険と判断される箇所を所有者に説明した上で、ロープを張って危険箇所を周知した。また、文化庁では平成23年4月7日付で、各都道府県教育委員会文化財担当課長宛てに「被災建築物応急危険度判定を受けた文化財の取扱いについて(通知)」を出し、同判定の目的や復旧可能性を十分に検討した上での慎重な行動を所有者等へ適切に指導するよう依頼がなされた。いずれにしても、応急危険度判定を担う市職員や建築士の伝建地区や歴史的建造物に対する十分な理解が必要であり、文化財部局と建築部局の連携が必要である。文献2)では、歴史的建造物の応急危険度判定について、ヘリテージマ



図1 応急危険度判定の判定結果と表示

ネージャーの育成に取り組んでいる都道府県については可能な限りヘリテージマネージャーが対象建物の調査を担当することや、判定結果の他に相談窓口を記したシール等を貼付して別途被災調査の相談に応じてもらうことを促す等の方法を提示している。静岡県建築士会内に設立された「静岡県ヘリテージセンターSHEC」では、赤紙が貼られた歴史的建造物には赤紙の横に図2の「SHEC 連絡票」を貼付することになっている。

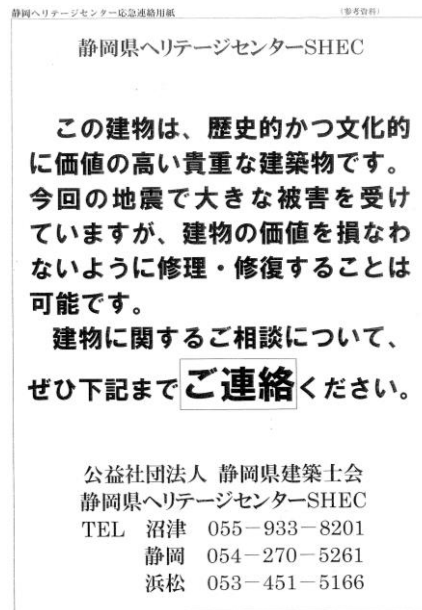


図2 SHEC 連絡票²⁾

■公費解体の回避²⁾

阪神淡路大震災以降、公費解体制度が一般化したこともあり、その後、公費解体による歴史的建造物の取り壊しが各地で行われている。公費解体の主旨は、被災地の災害復旧を促進するための公助として理解されているが、そこには文化財や良好な景観を公共財として考えなければならない視点が完全に欠落している。現状では、未指定文化財の場合は補助の適用除外や除去申請期間の猶予等の配慮がなされないことが課題といえる。歴史的建造物の取り壊しのインセンティブともなるこの公費除却補助制度の適用については自治体との事前調整が必要である。

鳥取県の鳥取西部地震では、被災後に、公費解体と修理の補助のどちらかを選ぶことができたために、例えば根雨では、住民の意識が高く、町並みを残していくために多くの所有者が修理費に充てている。今後は、鳥取西部地震で行われたような、公費解体の予算を災害復旧費に充てることも可能とするようなスキームの確立が必要である。

■歴史的建造物に対する公的支援

これまでの災害の事例を見ると、公的支援の有無が歴史的建造物が継承できたか否かに大きく影響を及ぼしていると言われている。ここで、文献3)の高橋賢一氏からの報告を引用し、香取市佐原の状況を紹介する。香取市佐原では、県の指定有形文化財修理の補助率を上げることで、町の中核にある建物を守ることが出来た。県指定有形文化財は県の教育委員会が保存したいという意向のもとにあるので、県が修理するべきと訴えた。それにより、これまで県の負担額が50%だったものが75%となり、市が1/6から20%、所有者が1/3から5%へと補助率が変更され、所有者の金銭的負担を少なくした。物事を考える際に、何のためにその措置があるのかをきちんと考えてから物事を進めることが大切である。文化財の建物が壊れてしまったら、所有者に負担できる金

額で修理は出来ない。例えば震災直後に家の修理が三千万円かかる。しかもそれらの建物の中には自分が住んでいる母屋の他に、土蔵だったり、店舗があったりしたら、それはもう手が回らない。建物を壊すか修理するかを決めるのに、震災後そんなに猶予はない。そういうときに、今までの県指定の補助率では建物を守れないと訴えた。しかし県は「前例がないから出来ない」という。文化財というものは、補助金のために建物を残すのではない、また、所有者のために建物を残すのでもない。あくまで県指定の文化財は県の教育委員会が保存したいから保存したのである。県の歴史を知るためにどうしてもこの建物を残さなければならないから、県指定にするのである。ということは、壊れたものは県が修理すべきである。国の重要文化財は個人所有のものは90%国が補助を行う。そうしないと保存できないからである。これがものの考え方である。これを県に訴えると、県は補助率を75%まで引き上げた。ものごとを進めるとき、「これは何のためにどうなっているのか」ということを考えて行動してほしい。

東日本大震災における災害復旧費用について、伝建制度による伝統的建造物(特定物件)の負担割合を図3に、その他文化財の負担割合を図4に、平時と比較して示す。なお、図中には文献4)に示される阪神淡路大震災時の状況も併せて示している。香取市佐原の県指定有形文化財については、上述した所有者負担の5%の半分をファンドで補うことで、実質2.5%の所有者負担となっている。

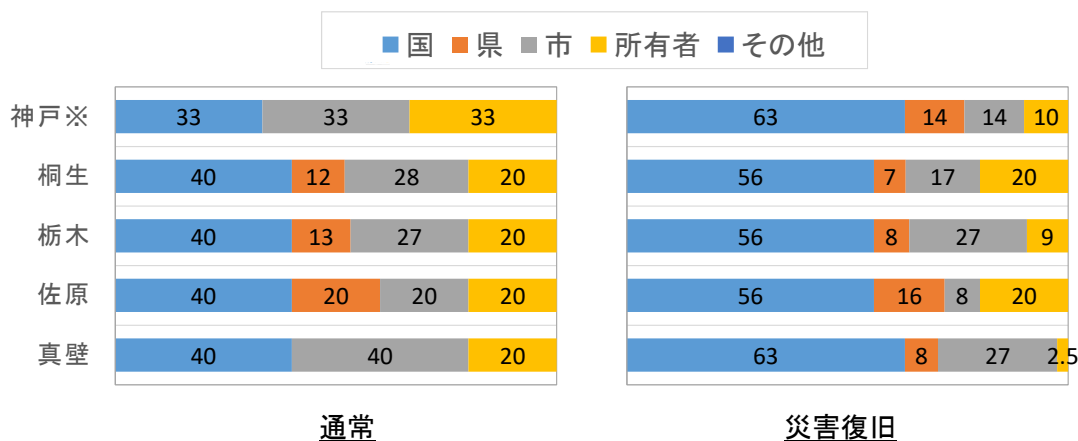


図3 伝建制度による伝統的建造物(特定物件)の負担割合

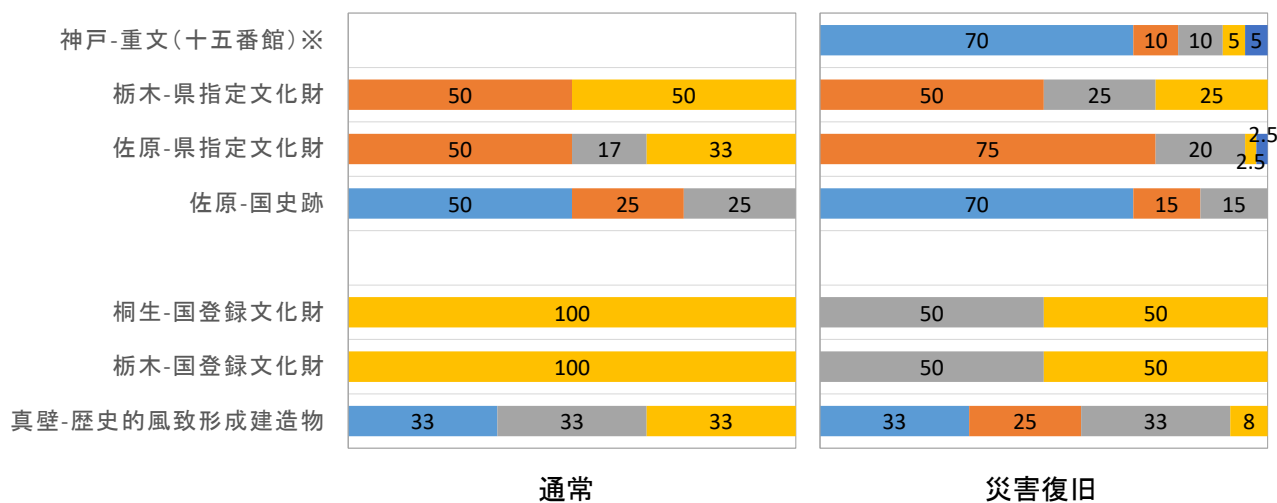


図4 その他文化財の負担割合

■水害時の対応

2015年9月9日から10日にかけて、関東から東北南部では発達した積乱雲が南北方向に帯状に流れ込み、大きな「線状降水帯」が長時間停滞した。これにより、栃木や茨城で大雨となり甚大な水害をもたらした。栃木市中心部を流れる巴波川も溢れ、嘉右衛門町地区や栃木町地区の歴史的町並みも浸水した。歴史的建造物の多くは床下浸水で済んだが、一部床上浸水したものもある。この水害に対して、本研究プロジェクトでは10日にボランティアの仲間集めを開始すると共に、被害状況の確認や市担当者および地域の方々との情報交換を進め、支援方針を検討した。被害状況を確認していると、敷地奥にある土蔵の内部に浸水し、室内の壁や軸組みが湿潤状態にある状況が確認された。しかし、普段は立ち入ることが少ない建物のために気付いていないことや、そこまで手が回らない様子が散見され、早期の水抜きと乾燥の措置の必要性を確認した。そこで、とちぎ蔵の街職人塾や市役所と連携して図5のチラシを配布して注意を呼びかけてもらった。災害が起これば、自治体担当者は災害対応に追われてしまい、町並みや文化財の保護はどうしても後回しになってしまう。災害ボランティアセンターでは、床上浸水した住宅の片付け等を優先する。しかし、浸水して長時間放置したままにしておくと歴史的建造物の劣化を加速させてしまう。そこで、本プロジェクトでは歴史的建造物の清掃・片付けを担うことにした。

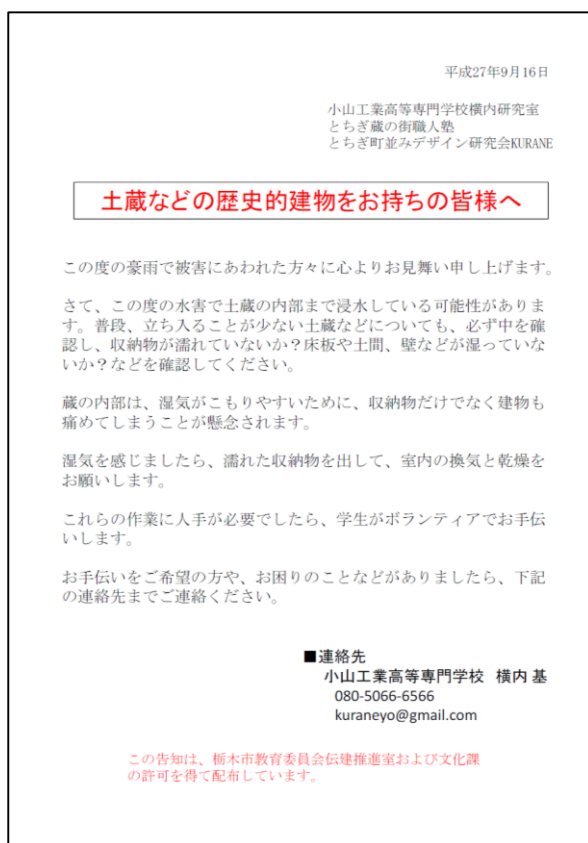


図5 水害時に配布したチラシ

参考文献

- 1) 全国被災建築物応急危険度判定協議会:被災建築物応急危険度判定マニュアル、日本建築防災協会、1998年1月
- 2) 日本建築士会連合会:被災歴史的建造物の調査・復旧方法の対応マニュアル、2014年3月
- 3) 高橋賢一:各地からの報告、でんけん特別号 防災と地域、pp.18-19、2015年12月
- 4) 神戸市教育委員会:異人館復興 神戸市伝統的建造物修復記録、住まいの図書館出版局、1998年1月